

信用保証協会の保証取り扱いができない業種等

平成22年 2月15日

平成27年10月 1日 改正

次に掲げる業種等に該当する事業は信用保証協会の保証取り扱いができません。

なお、該当しない場合であっても、総合的な判断の結果、取り扱いできない場合があります。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号に規定する風俗営業（同項第7号に規定するまあじゃん屋及び第8号に規定するゲームセンターを除きます。）及び第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業 ※1
※1 業態・事業内容が類似したものと判断した場合も、前記性風俗関連特殊営業と同様の取り扱いとなります。
2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業のうち飲食業（主として食事の提供を行うもの等は除きます。）※2
※2 衛生水準を高め近代化を促進する場合等一定要件を備え特別保証制度「風俗営業飲食業保証制度」の対象となるものは除きます。
3. 「他に分類されないその他の生活関連サービス業」のうち、易断所、観相業及び相場案内業（けい線屋）
4. 競輪・競馬等の競走場、競技団
5. 芸ぎ業（置屋及び検番を除きます。）
6. 「娯楽に附帯するサービス業」のうち、場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業
7. 「その他の専門サービス業」のうち、興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限ります。）
8. 「民営職業紹介業」のうち、芸ぎ周旋業
9. 「他に分類されないその他の事業サービス業」のうち、集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除きます。）
10. 政治、経済、文化団体
11. 宗教法人
12. 農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除きます。）、漁業
13. 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除きます。）